

治水協定に規定する実施要領の作成等の運用について

[令和2年6月26日2農振第1026-3号]

各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
農村振興局整備部水資源課長から 北海道開発局農業水産部長
北海道農政部長
(独)水資源機構水路事業本部水路事業部長

あて

事前放流については、令和2年4月24日付け2農振第228号により周知した「事前放流ガイドライン（令和2年4月国土交通省水管理・保全局作成）」において、実施要領を作成することを原則とされており、治水協定には実施要領の作成を規定しているところです。

また、事前放流ガイドラインでは、実施要領について、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体において共有することが望ましいこと、操作規程等に実施要領を記載するため、操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の諸手続に則り行うこととされているところです。

ついで、国営土地改良事業で造成された農業用ダムにおいては、事前放流、時期ごとの貯水位運用又はこの両方を組み合わせた取組（以下「事前放流等」という。）によって一時的に洪水を調節するための容量を確保すること等を踏まえ、治水協定に規定する実施要領の作成等にあたり下記の運用としますので適切に対応願います。

なお、国営土地改良事業で造成されたダム以外の農業用ダムについては、貴職から貴局管内の関係府県担当部局に対し、本通知に準拠して対応するよう依頼願います。

記

1 実施要領の作成

実施要領は、水利使用者が作成する。作成に当たっては、個々の農業用ダムの取組に応じて事前放流ガイドライン及び別添の「事前放流等実施要領【標準例】」を参考とする。

2 実施要領の共有等

(1) 河川法47条に基づく操作規程等の変更が必要な場合

実施要領については、河川法に基づく変更協議の成立をもって河川管理者と共有し、速やかに当該ダムの管理受託者に通知する。また、関係利水者及び関係地方公共団体に対しては、河川管理者と調整の上、各水系の状況に応じ、関係者との調整等を踏まえて共有する。

(2) 河川法47条に基づく操作規程等の変更を必要としない場合

実施要領を作成後、速やかに当該ダムの管理受託者及び河川管理者に通知し、共有する。また、関係利水者及び関係地方公共団体に対しては、河川管理者と調整の上、各水系の状況に応じ、関係者との調整等を踏まえて共有する。

事前放流等実施要領【標準例】

令和2年6月

農村振興局水資源課

パターン1 事前放流・貯水位運用を行う農業用ダムの場合
(予備警戒時における措置がある場合)

〇〇ダム事前放流等実施要領【標準例】

(通則)

第1条 〇〇ダムにおける事前放流等の実施については、操作規程※1に定めるほか、この要領に定めるところによる。

※1 自由越流式ダムにおいて、管理規程とする。

(事前放流)

第2条 事前放流は、〇〇ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である〇〇mm(／〇〇時間)以上であるときに、次の期間の貯水位を限度として予測降雨量に応じた事前放流水位を設定し、実施するものとする。

〇月〇日から〇月〇日まではEL〇〇〇m

※時期ごとの貯水位運用を考慮して設定

(時期ごとの貯水位運用)

第3条 時期ごとに目標を設けて貯水位を管理する場合の目標貯水位と期間は次のとおりとし、期間中、目標貯水位以下に水位を維持するよう努めるものとする。

- 一 〇月〇日から〇月〇日まではEL〇〇〇m
- 二 □月□日から□月□日まではEL〇〇〇m
- 三 △月△日から△月△日まではEL〇〇〇m

(事前放流の中止)

第4条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し、洪水時における措置(洪水時の操作)に移行する。

2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第2条の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

- 4 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- 5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流操作を継続する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

（事前放流時における措置）

第5条 事前放流における措置は、予備警戒時においては操作規程第■条（予備警戒時における措置）第1号から第5号に掲げる措置、また、洪水警戒時においては同規程第▲条（洪水警戒時の措置）第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）事前放流を実施する態勢に入った時には、別表に定める関係機関に、貯水位、流入量、放流量について通知すること。
- （2）事前放流操作を行うときは、関係機関に、開始・中止の情報を通知すること。

附則

（適用期間）

本要領は、令和2年〇月〇日（注：運用開始の日）から適用する。

〇〇ダム操作規程【標準例】

目次

- 第1章 総則（第1条―第〇条）
- 第2章 ダム等の管理の原則（第〇条―第〇条）
- 第3章 洪水における措置に関する特則（第〇条―第X条）
- 附則

第1章 総則
省 略

第2章 ダム等の管理の原則
省 略

第3章 洪水における措置に関する特則
（予備警戒時における措置）
第〇条
（第1項 省 略）

- 2 水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水警戒時における措置）
第〇条
（1）（2）省 略

- （3）水害が予想される際には、前号の規定にかかわらず※、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。
- （4）その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

※下線は、洪水警戒時における措置の（2）に予備放流水位に係る規定がある場合のみ記載

附則

この規程は、令和2年〇月〇〇日から施行する。

パターン2 事前放流・貯水位運用を行う農業用ダムの場合
(予備警戒時における措置がない場合)

〇〇ダム事前放流等実施要領【標準例】

(通則)

第1条 〇〇ダムにおける事前放流等の実施については、操作規程※1に定めるほか、この要領に定めるところによる。

※1 自由越流式ダムにおいて、管理規程とする。

(事前放流)

第2条 事前放流は、〇〇ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である〇〇mm(／〇〇時間)以上であるときに、次の期間の貯水位を限度として予測降雨量に応じた事前放流水位を設定し、実施するものとする。

〇月〇日から〇月〇日まではE L〇〇〇m

※時期ごとの貯水位運用を考慮して設定

(時期ごとの貯水位運用)

第3条 時期ごとに目標を設けて貯水位を管理する場合の目標貯水位と期間は次のとおりとし、期間中、目標貯水位以下に水位を維持するよう努めるものとする。

- 一 〇月〇日から〇月〇日まではE L〇〇〇m
- 二 □月□日から□月□日まではE L〇〇〇m
- 三 △月△日から△月△日まではE L〇〇〇m

(事前放流の中止)

第4条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し、洪水時における措置(洪水時の操作)に移行する。

2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第2条の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合に

は、事前放流操作を中止する。

- 4 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。
- 5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流操作を継続する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

（事前放流時における措置）

第5条 事前放流時には、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）事前放流を実施する態勢に入った時には、別表に定める関係機関に、貯水位、流入量、放流量について通知すること。
- （2）事前放流操作において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- （3）事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測等）を収集すること。
- （4）事前放流操作を行うときは、関係機関に、開始・中止の情報を通知すること。
- （5）河川法施行規則第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- （6）その他ダム及び貯水池管理上必要な措置。
- （7）事前放流を洪水警戒時に行う場合には、上記に加え、洪水警戒時における必要な措置を行う。

附則

（適用期間）

本要領は、令和2年〇月〇日（注：運用開始の日）から適用する。

〇〇ダム操作規程【標準例】

目次

- 第1章 総則（第1条―第〇条）
- 第2章 ダム等の管理の原則（第〇条―第〇条）
- 第3章 洪水における措置に関する特則（第〇条―第X条）
- 附則

第1章 総則
省 略

第2章 ダム等の管理の原則
省 略

第3章 洪水における措置に関する特則
（洪水警戒時における措置）
第〇条
（1）～（〇）省 略

（〇）水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（〇）その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

（洪水警戒時の前における措置）
第 α 条

水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

附則

この規程は、令和2年〇月〇〇日から施行する。

パターン3 貯水位運用のみを行う農業用ダムの場合

〇〇ダム事前放流等実施要領【標準例】

（通則）

第1条 〇〇ダムの時期毎の貯水位運用の実施については、〇〇ダム操作規程※1第11条第5号※2を適用するものとし、本実施要領に定めるところによる。

※1 自由越流式ダムにおいて、管理規程とする。

※2 操作規程「その他やむを得ない必要があるとき」を指しており、個々のダムの条項を記載すること。

（時期ごとの貯水位運用）

第2条 時期ごとに目標を設けて貯水位を管理する場合の目標貯水位と期間は次のとおりとし、期間中、目標貯水位以下に水位を維持するよう努めるものとする。

- 一 〇月〇日から〇月〇日までは EL〇〇〇m
- 二 □月□日から□月□日までは EL〇〇〇m
- 三 △月△日から△月△日までは EL〇〇〇m

附則

（適用期間）

本要領は、令和2年〇月〇日（注：運用開始の日）から適用する。